

# 告 示

## 埼玉県告示第九百十二号

測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県地域整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、画地確定測量）

### 三 作業地域

羽生市大字上岩瀬地内

### 四 作業期間

令和四年九月二十日から令和四年十二月二十三日まで